

【参考】消費税の仕組み

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対し、広く公平に課税され、消費者が負担し、事業者が納付します。生産・流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのない様、税が累積しない仕組みとなっています。

消費税率：5%、単位：円

原材料業者	食品製造業者	食品卸売業者	食品小売業者	消費者
売上 30,000	売上 50,000	売上 70,000	売上 100,000	支払総額 105,000
消費税① 1,500	消費税② 2,500	消費税③ 3,500	消費税④ 5,000	
	仕入 30,000	仕入 50,000	仕入 70,000	
	消費税① 1,500	消費税② 2,500	消費税③ 3,500	
納付税額 ① 1,500	納付税額 ②-① 1,000	納付税額 ③-② 1,000	納付税額 ④-③ 1,500	消費者が負担した 消費税 5,000

上記の流れは、食品単体の流れを表示したものであり、実際には、原材料業者の原料仕入や製造業者の機械導入、卸小売業者の販売設備等にかかる消費税が仕入控除の対象になります。

なお、消費税課税事業者（※）が、建物や機械設備など大きな設備投資を行い、売上にかかる消費税より仕入にかかる消費税の方が多くなった場合は、その差額を、還付請求により、取り戻すことができます。

※課税事業者：課税売上高が1,000万円を超える事業者

免税事業者：課税売上高が1,000万円以下の事業者

簡易課税制度：課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択可。業種により「みなし仕入率」が設定されている。
(卸売業は90%、小売業は80%、製造業は70%等)